特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１００２号
盛岡市本宮字上越場２番地14
清算株式会社　株式会社ピーエム
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（ヒ）第２０２１号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社コーラク
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３０１８号
大阪市中央区道修町２丁目６番７号
清算株式会社　近藤エステート株式会社
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第１００２号
神戸市長田区御屋敷通３丁目１番１号
清算株式会社　株式会社サンヨーマート
代表清算人　福岡　幸雄
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０３９号
東京都墨田区東駒形３丁目８番８号
清算株式会社　株式会社コムロ
代表清算人　小室　光一
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算債権の定義
⑴　平成23年４月27日（開始決定日）の前日までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
⑵　弁済の方法
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　弁済・免除条項
⑴　清算株式会社は、別紙記載の特別清算債権者（小室光一を除く）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、特別清算債権額の23.86％の金員を弁済する。
⑵　特別清算債権者（小室光一を除く）は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各特別清算債権から各弁済額を控除した残額及びその余の協定債権につき、その債務を免除する。
⑶　別紙記載の特別清算債権者である小室光一は、本協定の認可の決定が確定した日に、特別清算債権全額及びその余の協定債権につき、その債務を免除する。
3　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、特別清算債権者（小室光一を除く）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を特別清算債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、特別清算債権者（小室光一を除く）が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２２年（ミ）第７号
香川県高松市牟礼町大町2508番地
更生会社　株式会社チェリーゴルフ屋島（旧商号カトキチ高松開発株式会社）
管財人　進士　肇
同　中西　高之
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第４５号
栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地24
再生債務者　株式会社小池建設
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田駿河台３丁目３番地　お茶の水伊藤ビル３階川島法律事務所　弁護士　川島　英明
平成23年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４６号
静岡県沼津市西沢田263番地の１
再生債務者　サンレックス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階篠崎・進士法律事務所　弁護士　進士　肇
平成23年６月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１号
岡山市南区西市522番地の１
再生債務者　オゴー開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岡山市北区中山下１－９－１　山陽アルファ中山下ビル６階　おもてまち法律事務所　弁護士　加瀬野忠吉
平成23年６月29日
岡山地方裁判所第３民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２２年（再）第１１６号
岐阜県大垣市長沢町３丁目16番地
再生債務者　大垣管材株式会社
決定の要旨　平成23年４月28日付け再生計画案にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成23年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２１年（再）第２０号
札幌市中央区北５条西２丁目５番地ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ９階
再生債務者　株式会社モーリスフランク・ジャパン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年６月29日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第１１６号
岐阜県大垣市長沢町３丁目16番地
再生債務者　大垣管材株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第２３１号
東京都世田谷区経堂１丁目21番17号
再生債務者　株式会社メガコン東京
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第２３３号
東京都目黒区緑が丘２丁目９番22号
再生債務者　千本松毛晒工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４３号
東京都府中市日新町１丁目２番６号
再生債務者　株式会社エイペックス
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年６月24日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１０９号
千葉県習志野市藤崎４丁目16番23号ハイクレスト201号
再生債務者　阿部　樹
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係